

○福島県産業交流館条例

平成八年十二月二十四日

福島県条例第四十四号

福島県産業交流館条例をここに公布する。

福島県産業交流館条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基づき、情報、技術、文化等の交流を促進することにより、県内の産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、福島県産業交流館(以下「産業交流館」という。)を設置する。

(位置)

第二条 産業交流館は、郡山市南二丁目五十二番地に置く。

(平二二条例二二・一部改正)

(業務)

第三条 産業交流館において行う業務は、次のとおりとする。

- 一 見本市、展示会、会議その他の催し(以下単に「催し」という。)のための施設の提供
- 二 前号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第四条 産業交流館の管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平一七条例九六・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
  - 二 産業交流館の維持管理に関すること。
  - 三 産業交流館の使用の承認に関すること。
  - 四 産業交流館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務に関すること。
- 2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。
- 3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個

人が識別され、又は識別され得るものをいう。)その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

(平一七条例九六・追加)

(使用の承認)

第六条 産業交流館を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認の申請に係る産業交流館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

- 一 産業交流館における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 産業交流館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。

3 指定管理者は、第一項の承認に産業交流館の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(平一七条例九六・旧第四条繰下・一部改正)

(使用の承認の取消し等)

第七条 指定管理者は、前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は産業交流館の使用の中止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 前条第三項の規定により同条第一項の承認に付した条件に違反したとき。
- 四 偽りその他不正な手段により前条第一項の承認を受けたとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は産業交流館の使用の中止を命ずることができる。

- 一 災害その他の事故により前条第一項の承認に係る産業交流館の使用ができなくなったとき。
- 二 工事その他産業交流館の管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(平一七条例九六・旧第五条繰下・一部改正)

(利用料金)

第八条 使用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(平一七条例九六・旧第六条繰下・一部改正)

(利用料金の免除)

第九条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平一七条例九六・旧第七条繰下・一部改正)

(利用料金不返還の原則)

第十条 既に納めた利用料金は、返還しない。ただし、災害その他特別の事由により産業交流館の施設又は附属設備を利用できなくなった場合においては、この限りではない。

(平一七条例九六・旧第八条繰下・一部改正)

(権利譲渡等の禁止)

第十一条 使用者は、産業交流館を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(平一七条例九六・旧第九条繰下)

(原状回復)

第十二条 使用者は、産業交流館の使用を終了したとき(第七条の規定による承認の取消し又は使用の中止の命令があったためその使用を中止したときを含む。)は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(平一七条例九六・旧第十条繰下・一部改正)

(委任)

第十三条 産業交流館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例九六・旧第十二条繰下)

附 則

この条例は、平成十年十月一日から施行する。

別表(第八条関係)

(平一七条例九六・平二五条例九五・平三一条例二七・一部改正)

一 施設

1 基本額

(一) 屋内施設

施設の別	使用区分	金額
------	------	----

	使用単位時間		全日	半日又は夜間	超過時間 (一時間につき)
	使用区画				
多目的展 示ホール	全面使用		七二一、六〇〇円	三六〇、八〇〇円	九九、〇〇〇円
	部分使 用	ホールA	二一七、八〇〇円	一〇八、九〇〇円	二九、七〇〇円
		ホールB	一八九、二〇〇円	九四、六〇〇円	二六、四〇〇円
		ホールC	三一四、六〇〇円	一五七、三〇〇円	四二、九〇〇円
コンベンシ ョンホール	全面使用		二二〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	三〇、八〇〇円
	部分 使用	ホールA	一三二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	一八、七〇〇円
		ホールB	七七、〇〇〇円	三八、五〇〇円	一一、〇〇〇円
控室1			七、七〇〇円	三、八五〇円	一、一〇〇円
控室2			四、六二〇円	二、三一〇円	六六〇円
控室3			八、八〇〇円	四、四〇〇円	一、二一〇円
マルチパー パスルーム 1			一三、四二〇円	六、七一〇円	一、八七〇円
マルチパー パスルーム 2			一六、二八〇円	八、一四〇円	二、二〇〇円
中会議室	全面使用		八〇、〇八〇円	四〇、〇四〇円	一一、〇〇〇円
	二分の一使用		四〇、〇四〇円	二〇、〇二〇円	五、五〇〇円
小会議室1			一三、二〇〇円	六、六〇〇円	一、八七〇円
小会議室2			一三、六四〇円	六、八二〇円	一、八七〇円
小会議室3			一四、五二〇円	七、二六〇円	一、九八〇円
特別会議室			一七、八二〇円	八、九一〇円	二、四二〇円
研修室			一九、三六〇円	九、六八〇円	二、六四〇円
特別室			一一、八八〇円	五、九四〇円	一、六五〇円
プレゼンテ ーションル ーム			六二、四八〇円	三一、二四〇円	八、五八〇円

備考

- 1 使用区分の使用単位時間の項中「全日」、「半日」、「夜間」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。  
 (1) 全日 午前九時から午後五時までの時間  
 (2) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間  
 (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間  
 (4) 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間  
 （催しの準備又は整理のために使用する場合に限る。）
- 2 使用する時間がこの表に定める使用単位時間（超過時間にあつては、一時間）に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間（超過時間にあつては、一時間）に切り上げて計算する。
- 3 催しの設営又は器材の撤去等を行うために多目的展示ホールを使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。）は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。この場合において、当該額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあつては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の利用料金は、徴収しない。

(二) 屋外施設

施設の別	単位	金額
屋外展示場	一日一平方メートル	三三円
駐車場広場（知事が別に定める用途に使用する場合に限る。）	一日一平方メートル	一六円

備考

- 1 単位の欄中「一日」とあるのは、午前零時から午後十二時までの時間をいい、使用する時間が一日に満たないときは、これを一日に切り上げて計算する。
- 2 催しの設営又は器材の撤去等を行うために使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する日に係る額を除く。）は、施設の別に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。
- 3 この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 加算額

種別	金額
入場料徴収加算	入場料（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収

額	する金銭をいう。以下同じ。)の最高額が千円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の十に相当する額
	入場料の最高額が千円以上三千円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額
	入場料の最高額が三千円以上五千円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の三十に相当する額
	入場料の最高額が五千円以上一万円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の五十に相当する額
	入場料の最高額が一万円以上の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の百に相当する額

備考

- 「入場料徴収加算額」とは、使用者が産業交流館の施設を使用して開催する催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。
- この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

二 附属設備

附属設備の別	単位	金額
冷暖房設備	一時間	当該設備を使用させる場合に必要なガス及び電気に係るガス料金及び電気料金の額に基づき、当該設備の種類、施設の別及び使用区画に応じ、規則で定める額
電気設備（展示等のため特別に使用する場合に限る。）	一キロワット時	当該設備により使用される電気に係る電気料金の額に基づき、規則で定める額
水道設備（展示等のため特別に使用する場合に限る。）	一立方メートル	当該設備により使用される水に係る上水道料金及び下水道料金の額に基づき、規則で定める額
その他の附属設備	規則で定める使用単位	規則で定める額

備考

- 冷暖房設備の使用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り

上げる。

2 使用電力量に一キロワット時に満たない端数があるときは、これを一キロワット時に切り上げる。

3 使用数量に一立方メートルに満たない端数があるときは、これを一立方メートルに切り上げる。

附 則（平成一七年条例第九六号）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県産業交流館条例（以下「改正後の条例」という。）第四条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の福島県産業交流館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき知事がした使用の承認その他の行為であって、施行日以後において改正後の条例第四条に規定する指定管理者がすることとなる使用の承認その他の行為は、当該指定管理者がした使用の承認その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第六条第一項の規定により納めるべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年条例第二二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第九五号）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十六年四月一日前に福島県産業交流館条例第六条第一項の承認（別表の一に掲げる施設に係る部分に限る。）を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る利用料金については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める額とする。

#### 附則別表

##### 一 屋内施設基本額

施設の別	使用区分	金額		
	使用単位時間	全日	半日又は夜間	超過時間（一時間につき）
	使用			

	区画				
多目的展示ホール	全面使用	七〇八、四八〇円	三五四、二四〇円	九七、二〇〇円	
	部分使用	ホールA	二一三、八四〇円	一〇六、九二〇円	二九、一六〇円
		ホールB	一八五、七六〇円	九二、八八〇円	二五、九二〇円
		ホールC	三〇八、八八〇円	一五四、四四〇円	四二、一二〇円
コンベンションホール	全面使用	二一六、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円	三〇、二四〇円	
	部分使用	ホールA	一二九、六〇〇円	六四、八〇〇円	一八、三六〇円
		ホールB	七五、六〇〇円	三七、八〇〇円	一〇、八〇〇円
控室1		七、五六〇円	三、七八〇円	一、〇八〇円	
控室2		四、五二〇円	二、二六〇円	六五〇円	
控室3		八、六四〇円	四、三二〇円	一、一八〇円	
マルチパーパスルーム1		一三、一六〇円	六、五八〇円	一、八三〇円	
マルチパーパスルーム2		一五、九八〇円	七、九九〇円	二、一六〇円	
中会議室	全面使用	七八、六四〇円	三九、三二〇円	一〇、八〇〇円	
	二分の一使用	三九、三二〇円	一九、六六〇円	五、四〇〇円	
小会議室1		一二、九六〇円	六、四八〇円	一、八三〇円	
小会議室2		一三、四〇〇円	六、七〇〇円	一、八三〇円	
小会議室3		一四、二六〇円	七、一三〇円	一、九四〇円	
特別会議室		一七、四八〇円	八、七四〇円	二、三八〇円	
研修室		一九、〇〇〇円	九、五〇〇円	二、五九〇円	
特別室		一一、六六〇円	五、八三〇円	一、六二〇円	
プレゼンテーションルーム		六一、三四〇円	三〇、六七〇円	八、四二〇円	

備考

- 1 使用区分の使用単位時間の項中「全日」、「半日」、「夜間」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。
  - (1) 全日 午前九時から午後五時までの時間
  - (2) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間

- (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間
  - (4) 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間  
(催しの準備又は整理のために使用する場合に限る。)
- 2 使用する時間がこの表に定める使用単位時間(超過時間にあつては、一時間)に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間(超過時間にあつては、一時間)に切り上げて計算する。
  - 3 催しの設営又は器材の撤去等を行うために多目的展示ホールを使用する場合の額(当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。)は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。この場合において、当該額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
  - 4 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあつては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の利用料金は、徴収しない。

## 二 屋外施設基本額

施設の別	金額
屋外展示場	一日につき一平方メートル当たり三〇円として計算した額に一・〇八を乗じて得た額
駐車場広場(知事が別に定める用途に使用する場合に限る。)	一日につき一平方メートル当たり一五円として計算した額に一・〇八を乗じて得た額

### 備考

- 1 金額の欄中「一日」とあるのは、午前零時から午後十二時までの時間をいい、使用する時間が一日に満たないときは、これを一日に切り上げて計算する。
- 2 催しの設営又は器材の撤去等を行うために使用する場合の額(当該催しの行われる時間の属する日に係る額を除く。)は、施設の別に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。
- 3 この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## 三 加算額

種別	金額
入場料徴収加算額	入場料(入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金をいう。以下同じ。)の最高額が千円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の十に相当する額

入場料の最高額が千円以上三千円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額
入場料の最高額が三千円以上五千円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の三十に相当する額
入場料の最高額が五千円以上一万円未満の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の五十に相当する額
入場料の最高額が一万円以上の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の百に相当する額

備考

- 「入場料徴収加算額」とは、使用者が産業交流館の施設を使用して開催する催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。
- この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則（平成三十一年条例第二七号）

- この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 平成三十一年十月一日前に福島県産業交流館条例第六条第一項の承認（別表の一に掲げる施設に係る部分に限る。）を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る利用料金については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める額とする。

附則別表

一 屋内施設基本額

施設の別	使用区分		金額		
	使用単位時間	使用区画	全日	半日又は夜間	超過時間 (一時間につき)
多目的展示ホール	全面使用		七二一、六〇〇円	三六〇、八〇〇円	九九、〇〇〇円
	部分 使用	ホールA	二一七、八〇〇円	一〇八、九〇〇円	二九、七〇〇円
		ホールB	一八九、二〇〇円	九四、六〇〇円	二六、四〇〇円
		ホールC	三一四、六〇〇円	一五七、三〇〇円	四二、九〇〇円
コンベンションホ	全面使用		二二〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	三〇、八〇〇円

ホール	部分 使用	ホールA	一三二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	一八、七〇〇円
		ホールB	七七、〇〇〇円	三八、五〇〇円	一一、〇〇〇円
控室1			七、七〇〇円	三、八五〇円	一、一〇〇円
控室2			四、六二〇円	二、三一〇円	六六〇円
控室3			八、八〇〇円	四、四〇〇円	一、二一〇円
マルチパーパスル ーム1			一三、四二〇円	六、七一〇円	一、八七〇円
マルチパーパスル ーム2			一六、二八〇円	八、一四〇円	二、二〇〇円
中会議室	全面使用		八〇、〇八〇円	四〇、〇四〇円	一一、〇〇〇円
	二分の一使用		四〇、〇四〇円	二〇、〇二〇円	五、五〇〇円
小会議室1			一三、二〇〇円	六、六〇〇円	一、八七〇円
小会議室2			一三、六四〇円	六、八二〇円	一、八七〇円
小会議室3			一四、五二〇円	七、二六〇円	一、九八〇円
特別会議室			一七、八二〇円	八、九一〇円	二、四二〇円
研修室			一九、三六〇円	九、六八〇円	二、六四〇円
特別室			一一、八八〇円	五、九四〇円	一、六五〇円
プレゼンテーショ ンルーム			六二、四八〇円	三一、二四〇円	八、五八〇円

#### 備考

- 使用区分の使用単位時間の項中「全日」、「半日」、「夜間」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。
  - 全日 午前九時から午後五時までの時間
  - 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間
  - 夜間 午後五時から午後九時までの時間
  - 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間  
(催しの準備又は整理のために使用する場合に限る。)
- 使用する時間がこの表に定める使用単位時間（超過時間にあつては、一時間）に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間（超過時間にあつては、一時間）に切り上げて計算する。

- 3 催しの設営又は器材の撤去等を行うために多目的展示ホールを使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。）は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。この場合において、当該額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の利用料金は、徴収しない。

## 二 屋外施設基本額

施設の別	単位	金額
屋外展示場	一日一平方メートル	三三円
駐車場広場（知事が別に定める用途に使用する場合に限る。）	一日一平方メートル	一六円

### 備考

- 1 単位の欄中「一日」とあるのは、午前零時から午後十二時までの時間をいい、使用する時間が一日に満たないときは、これを一日に切り上げて計算する。
- 2 催しの設営又は器材の撤去等を行うために使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する日に係る額を除く。）は、施設の別に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。
- 3 この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## 三 加算額

種別	金額
入場料徴収加算額	入場料（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）の最高額が千円未満の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の十に相当する額
	入場料の最高額が千円以上三千円未満の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額
	入場料の最高額が三千円以上五千円未満の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の三十に相当する額
	入場料の最高額が五千円以上一万円未満の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の五十に相当する額
	入場料の最高額が一万円以上の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の百に相当する額

#### 備考

- 1 「入場料徴収加算額」とは、使用者が産業交流館の施設を使用して開催する催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。
- 2 この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。